

弁論人 小野正豊 様

'85.4.18

松下 昇

* 4.11公判の反町尋問 不手付用込後、裁判官らとの交渉に小野の力量を大いに頼り、感謝しております。

* 4.25公判への反町尋問つらりと作成し届いで送ります。中身は「公判」を含め、再構成して応用して下されば幸いです。

被告へ対して1~2条補足する機会をつくって下さい。実際には、反町尋問に立ち、主尋問を強化しようと思われ、その場合は反町尋問のやりかたを含め、憲法~刑訴法の規定に基づいて停障とすべき権利も、他の評定者へ対しても、確保して下さるべきです。

* 之書提出命令の申出のつらりと同封します。

証拠調議求のつらりは、もう少し精進して、不送りにする。基本的には証拠後、清水~竹中、その他、12.17法廷に送った可能性も反町と、出合い過程も含め、詳細をウイロウ~浮かせたい。

(部下へ自明の反町といたす、小野君と議求したいと思っております)

中野君へのつらりと送る、現場-現場の反町

* 5月、12.17に裁判官への「判例は即部下に送る」という場合の判例のつらりと送付し届いたこと、清水君と手紙にて送って下さるべきか?

* 陪審員へ提出して、岡山地裁の事件の1~2~3条記録も、5月8日と、仰々として届付てあり、報告人側へ17は争問へ付付たこととすべきです。これを含めて判例判例~戦後の司法状況批判まで、2~4条、と送りたいです。

* 太陽高裁の記録を母へ、川崎弁論士(7.11の判例まで、車掌の事件の弁論と反町録4で下さる、お預かりして頂きたい。車掌の7.11つらと意見書(特に身柄について)は、小野弁論士反町4.25まで送らねばと思っております。4.25の付録調議求時は、併合して提出して下さるべきかと、この数ヶ月の全工利を一集中へ応用しつつ、争問を突破して争問として大々小出しに試したいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

08-14 EGC

文書提出命令申立プラン

松下の入手しているもの
双方に提出して貰う。

* 判裁裁判調書 (と申立に付する監置決定)

前記の通り

理由 1. 一事不再理に反する証拠として、反論として身柄拘束の違法性

2. 午前10時10分ごろの < 松下 > の行書と

(台内連~横連)

同 10時30分ごろの同人の行書と、どの方が認定されているか

と確認するに付、被告人がいつまで有利な手続を怠らざる。

(例: 「判裁裁判と机上においた」とする証拠に付し、片方の

判裁裁判、[逮捕状]には、「書記官に交付した」との記載あり、これを

被告事実があると推定し、その誤認に付して告知~^{証言}の

不当性を立証する。)(逮捕状のとりまをとりまけお願います。)

3. 監置決定は「職務妨害」と「法廷の威信の侵害」^{に反する}

の起訴理由の前者のみであり、法的理由の減少と見做す。しかし

実際は後者の侵害の監置決定の付しは代償しうるという場合
に。

他の司法関係機関の意向を

増幅して告知~起訴に等して行なう。従って、判裁裁判を不服

た裁判官による証言が不可欠であり、その証言の構成要素として

判裁裁判調書と決定の提出を求め、

(に付しては) 提出を

* 京都地裁・昭5060年(刑口)才16~20号決定に付し京都大学構内に
に留置してある物品あり

昭5058年行才32号に付した記録を全て、

(昭511.一審、人事院官理、命令理由に重なる刑事公判の記録)

松下の公判事件(同小. 計1)に付した記録を全て。

* 昭5059年12月17日の822号法廷に提出した、その録、行方不明に
付しては、裁判官にいつまで隠蔽してあると推定する

要議(即時報告)申立書、巻本

一審判決文33枚月以降の部分(口頭弁論再申立に記入あり。)

松下以外の提出した隠蔽手続の参加に付した表現

(判裁裁判と監置決定)
昭5058年(刑口)才16~20号決定

昭5058年(刑口)才16~20号決定

(昭5058年(刑口)才16~20号決定)
昭5058年(刑口)才16~20号決定

昭5058年(刑口)才16~20号決定